

# 発表事項

1 支払基金改革の進捗状況

## 2 オンライン資格確認導入後の返戻レセプトの状況

3 令和3事業年度前期高齢者特別会計等の決算の承認

4 令和4年5月審査分の審査状況

5 令和4年6月審査分の特別審査委員会審査状況

# レセプトの資格確認の概要

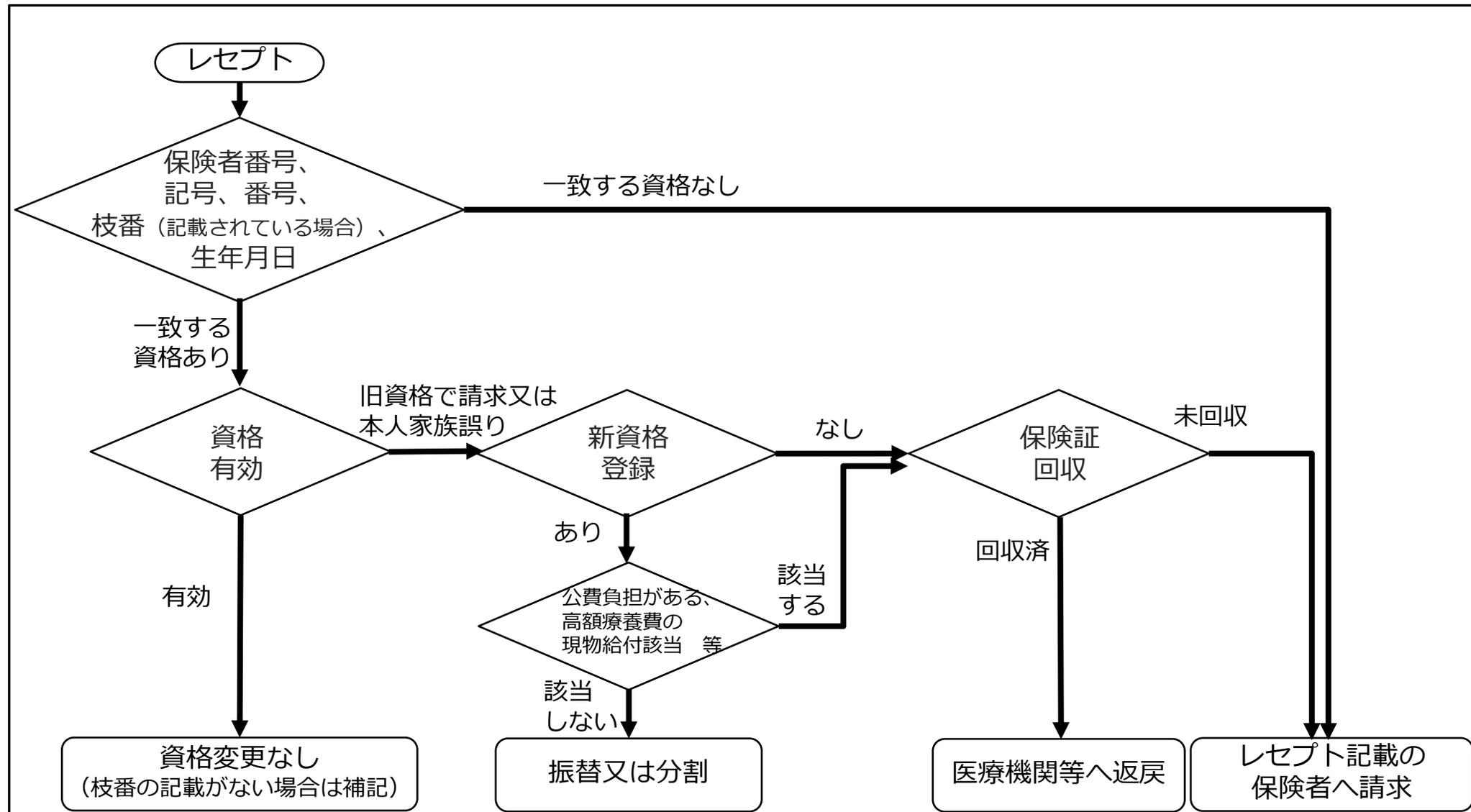
令和3年10月処理より、支払基金においてもレセプトの受付時に以下のとおり資格確認を実施（スライド17参照）。

- 1 レセプトに記載された保険者番号、記号、番号、枝番（記載されている場合）及び生年月日が中間サーバーに登録された資格と一致していれば「資格変更なし」と判定。（スライド19①）  
このとき、枝番が記載されていない場合は支払基金において特定して補記。（スライド19②）
- 2 旧資格で請求されたレセプトや本人家族の区分が誤っているレセプトは、新資格が判明していれば振替（算定日が新旧の資格を跨ぐレセプトは分割）を実施。（スライド20②-1及び②-2）
- 3 旧資格で請求され、振替・分割対象外であるレセプトについては、
  - (1) 被保険者証が回収済のものは、支払基金から医療機関等へ返戻。（スライド20②-3）
  - (2) 被保険者証が未回収のものは、レセプトに記載された保険者へ請求。
    - ① 新資格未登録のレセプト(スライド20②-4)
    - ② 公費負担のあるレセプト及び高額療養費の現物給付に該当するレセプト等(スライド20②-5)
- 4 その他、以下のような理由により、レセプトに記載された被保険者証の記号・番号と生年月日が中間サーバーに登録された資格と一致しない場合は、レセプトに記載された保険者へ請求。（スライド20③）
  - ① 保険証の券面の記号・番号と登録されているデータが一致していないもの  
(例：000145 ⇔ 145、14-5 ⇔ 145)
  - ② 保険者の資格登録遅れのため資格が登録されていないもの
  - ③ 保険者への個人番号の未提出により、資格が登録されていないもの
  - ④ 医療機関・薬局によるレセプトの記載誤りによるもの
  - ⑤ 自衛官・日雇のレセプト、資格情報に自己情報提供不可が設定されたもの……等

- 中間サーバーに登録された資格情報について、上記4の①～③に該当するものが減少するとともに、医療機関等でのオンライン資格確認の実施を通じてレセプトに記載される資格情報の正確性が向上することにより、支払基金において振替等の判定ができるレセプトが増えて返戻の件数の減少につながり、医療機関等及び保険者における事務の効率化を図ることが可能。

# レセプトの資格確認のフロー

医療機関等から受け付けたレセプトは、レセプトに記載された保険者番号、記号、番号、枝番（記載されている場合）及び生年月日と中間サーバーに登録された資格情報を突合する。



# オンライン資格確認の実施により見込まれる効果

- 令和3年10月より本格運用を開始したオンライン資格確認の効果により、資格関係の事由で返戻となるレセプトの減少が見込まれる。
- 具体的には、
  - (1) 医療機関等窓口でオンライン資格確認を実施することにより、旧資格で請求されるレセプトや誤った資格情報が記載されるレセプトが減少する。
  - (2) レセプト受付時に支払基金で資格確認を実施することにより、旧資格で請求されたレセプトや本人家族の区分を誤って請求されたレセプトは、新資格の保険者への振替又は分割とするため、資格関係等の事由で返戻となるレセプトが減少する。
- 原審査では、令和3年10月処理から令和4年4月処理までの間に資格関係の事由により保険者から返戻されたレセプトの件数を基に、12カ月で約43.8万件の返戻が減少すると推計。（スライド22）
- 再審査では、令和3年12月処理から令和4年4月処理までの間に資格関係の事由により保険者から返戻されたレセプトの件数を基に、12カ月で約32.6万件の返戻が減少すると推計。（スライド23）

資格関係等の返戻事由	医療機関等窓口でオンライン資格確認を実施することによる効果	支払基金でオンライン資格確認を実施することによる効果	
資格喪失後の旧資格での受診	窓口で資格喪失が判明し、その場で新資格の有無を患者に確認、新資格で請求することとなり、返戻されない	新資格が判明している場合、レセプト振替・分割により新資格の保険者へレセプトを請求するため、返戻されない 新資格が判明していない場合、被保険者証回収後の受診であれば、保険者に請求せず、支払基金から医療機関等へ返戻	医療機関等及び保険者の事務負担軽減 保険者の事務負担軽減
レセプトの記載誤り ・本人家族の区分 ・記号、番号、枝番 ・生年月日 ・氏名 ・性別 など	窓口で正しい資格を確認できるため、レセプトの記載が正確になり、返戻されない	本人家族の区分誤りの場合、振替（区分修正）後に保険者へレセプトを請求するため、返戻されない それ以外の場合、保険者での資格確認後に医療機関等へ返戻（従前どおりの取扱）	医療機関等及び保険者の事務負担軽減

医療機関等、保険者及び支払基金の事務負担軽減

## レセプト資格確認の状況①（資格変更がないレセプト）

- 医療機関等からの請求と資格確認の結果が一致し、資格変更がないレセプトの割合は増加し、令和4年1月以降は令和4年5月処理を除き、約98%で推移。
- 令和4年5月処理では97.9%(前月比▲0.3%)であったが、これは年度始めにおける資格変更の増加が影響していると考えられる。

(件)

社保・処理月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月
①医療機関等で枝番記載済 (①/④)	9,999,867 (13.9%)	13,680,559 (17.8%)	15,306,934 (20.1%)	17,107,098 (21.9%)	17,261,653 (23.6%)
②審査支払機関で枝番特定 (②/④)	59,060,888 (81.8%)	61,234,899 (79.5%)	59,294,444 (77.8%)	59,698,335 (76.3%)	54,494,937 (74.6%)
③資格変更なし (①+②) (③/④)	69,060,755 (95.7%)	74,915,458 (97.3%)	74,601,378 (97.8%)	76,805,433 (98.2%)	71,756,590 (98.2%)
④レセプト総数合計	72,186,363	77,023,151	76,259,379	78,231,740	73,100,048

社保・処理月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月
①医療機関等で枝番記載済 (①/④)	17,882,941 (25.0%)	22,460,230 (26.9%)	23,959,171 (30.2%)	25,754,666 (34.1%)	27,878,777 (35.7%)
②審査支払機関で枝番特定 (②/④)	52,280,393 (73.2%)	59,457,096 (71.3%)	53,746,668 (67.7%)	48,276,889 (64.0%)	48,792,326 (62.5%)
③資格変更なし (①+②) (③/④)	70,163,334 (98.2%)	81,917,326 (98.2%)	77,705,839 (97.9%)	74,031,555 (98.1%)	76,671,103 (98.3%)
④レセプト総数合計	71,458,841	83,385,779	79,408,654	75,476,989	78,031,387

※ オンライン請求時に医療機関・薬局より複数回送信された場合の件数も含めて集計した件数であり、保険者へ請求するレセプト件数とは一致しない。

## レセプトの資格確認の状況②（旧資格等で請求されたレセプト・資格確認ができなかったレセプト）

- 令和4年4月処理まで、振替の件数は5～6万件台で推移。
- 令和4年5月処理において、振替の件数は9万5千件まで増加（旧資格又は本人家族誤りで請求されたレセプト件数全体が増加。）。

処理月	① レセプト 総数	② 旧資格又は 本人家族誤りで 請求された レセプト件数	②旧資格又は本人家族誤りで請求されたレセプト件数の内訳					③ その他
			②-1 振替	②-2 分割	②-3 旧保険証回収済	振替・分割対象外		
						旧保険証未回収		
						②-4 新資格未登録	②-5 公費・高額等	
令和3年10月	72,186,363	247,502	63,650	1,223	12,474	64,419	105,736	2,878,106
令和3年11月	77,023,151	234,922	54,963	926	12,437	40,986	125,610	1,872,771
令和3年12月	76,259,379	205,510	53,281	809	15,656	44,101	91,663	1,452,491
令和4年1月	78,231,740	182,986	52,579	868	16,505	32,039	80,995	1,243,321
令和4年2月	73,100,048	210,921	53,096	818	17,217	35,852	103,938	1,132,537
令和4年3月	71,458,841	206,181	52,433	637	17,435	32,960	102,716	1,089,326
令和4年4月	83,385,779	236,966	68,006	1,794	18,783	40,384	107,999	1,231,487
令和4年5月	79,408,654	377,219	95,415	1,252	26,166	65,003	189,383	1,325,596
令和4年6月	75,476,989	273,762	76,777	951	21,286	39,210	135,538	1,171,672
令和4年7月	78,031,387	234,819	72,718	1,092	18,542	36,242	106,225	1,125,465

新資格の保険者へ請求するため、返戻されない

支払基金から返戻する

レセプトに記載された保険者へ請求するため、保険者での確認の結果、返戻となる場合がある

## 資格関係事由により保険者から医療機関等へ返戻となったレセプトの状況

- 資格関係の返戻の際には、保険者が返戻事由を示すこととされている。
- 資格関係の返戻レセプトについて、保険者から示された返戻事由に基づき、A・Bのグループごとに集計し、オンライン資格確認導入後の件数の状況を分析。

### A：レセプト振替機能による**支払基金での補正**により減少できる返戻レセプト

資格喪失後の受診 … 旧保険証での受診・国保該当 など  
 本人家族の誤り … レセプトの本人家族の区分を誤って記載 など

- ➡ 支払基金では、オンライン資格確認等システムに登録された資格情報を活用することにより、最新の正しい資格情報に基づく振替等が可能。

### B：オンライン資格確認システムを活用した**医療機関等での資格確認**により減少できる返戻レセプト

資格関係の項目の記載誤り … 記号番号、患者氏名、生年月日、性別の誤り など

- ➡ オンライン資格確認等システムの運用開始医療機関では、事前の一括照会やマイナンバーカードによる受診時の自動取込みの活用によって、より正確で効率的な受診時の資格確認が可能。
- ➡ 令和4年4月時点で18%の医療機関等においてオンライン資格確認が導入されていることから、原審査では返戻レセプトの件数が減少傾向。今後、導入が進むことにより、さらに効果が見込まれる。

# 原審査で資格関係事由により保険者から医療機関等へ返戻となったレセプトの状況

- 原審査において、資格関係の事由により医療機関等へ返戻となったレセプトの件数は、令和元年度の同時期と比べると、令和3年10月～令和4年4月の7カ月間で、約25.5万件減少。
- 12カ月分の推計では、約43.8万件減少すると見込まれる。

【原審査】	R3.10～R4.4	元年度 (R1.10～R2.4) との比較	事由Aによる返戻	事由Bによる返戻
返戻件数	925,133	(1,180,627)	480,794	444,339
① 7カ月分	—	△ 255,494	△200,512	△ 54,982
② 12カ月分推計(①×12/7)	—	△ 437,990	△343,735	△ 94,255

事由A:資格喪失後の受診、本人家族の誤り  
 事由B:資格関係の項目の記載誤り

- ※ 原審査における返戻件数は、希望する保険者が請求前資格確認の機能を活用して返戻した件数。
- ※ 令和3年10月～令和4年4月については、レセプト振替の運用開始により支払基金で返戻可能になったもの(資格喪失後受診であって旧保険証が回収済の場合)を除いた件数。
- ※ 返戻件数は、事由A、Bの件数の合計。
- ※ 事由A、Bの①7カ月分の件数は、令和3年10月～令和4年4月と元年度(令和元年10月～令和2年4月)の同事由での返戻件数を比較したもの。

# 再審査で資格関係事由により保険者から医療機関等へ返戻となったレセプトの状況

- 再審査において、資格関係の事由により医療機関等へ返戻となったレセプトの件数は、令和元年度の同時期と比べると、令和3年12月～令和4年4月の5カ月間で、約4.9万件増加。
- これは、これまで支払に影響がないため返戻されてこなかった枝番の誤り(例:家族のレセプトに本人の枝番を記載して請求された場合等)についても、修正されないと薬剤情報等の閲覧対象にならないことから、保険者から返戻される事例が増加したためと考えられる。
- 枝番の誤りについては、システム改修を行って、令和4年11月処理より、レセプト記載の枝番がオンライン資格確認システムの情報と一致しない場合、そのレセプトに記載された枝番以外の資格情報(保険者番号、記号、番号、生年月日、性別及び氏名)が一致する加入者の情報が確認できれば、支払基金において枝番を訂正することとしているため、この増加は一時的なものと見込まれる。
- システム改修後、12カ月分の推計では、約32.6万件減少すると見込まれる。

【再審査】	R3.12～R4.4	元年度 (R1.12～R2.4) との比較	事由Aによる返戻	事由Bによる返戻
返戻件数	771,823	(723,250)	282,684	322,544
③ 5カ月分	-	48,573	△135,813	200,529
④ 12カ月分推計(③×12/5)	-	116,575	△325,951	481,270

事由A:資格喪失後の受診、本人家族の誤り  
 事由B:資格関係の項目の記載誤り

令和4年11月以降、支払基金で枝番の誤りを訂正することにより、減少に転じる見込み

- ※ 再審査における返戻件数は、保険者へ送付したレセプトについて、保険者から返戻の申出があった件数。  
 ※ 再審査では、医療保険の給付対象外であるため返戻されるレセプト(業務上の傷病で労災が適用されるなど)が発生するため、③の件数は、事由A、Bの件数の合計と一致しない。  
 ※ 事由A、Bの③5カ月分の件数は、令和3年12月～令和4年4月と元年度(令和元年12月～令和2年4月)の同事由での返戻件数を比較したものの。